

「事業再構築補助金の公募開始について」

事業再構築補助金とは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」、又は「事業再編」という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金制度です。

申請するにあたり、電子申請を行う必要があります。電子申請には「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要です。アカウント取得までに 2 週間から 3 週間ほど時間を要しますので、申請を検討される事業者は、まず「G ビズ ID プライムアカウント」を取得してください。

●補助対象者

日本国内に本社を有する中小企業等及び中堅企業等

●補助金額および補助率（通常枠）

【通常枠】	中小企業者等	中堅企業等
補助金額	100 万円～6,000 万円	100 万円～8,000 万円
補助率	2/3	1/2（4,000 万円超は 1/3）
事業実施期間	交付決定日～12 か月以内	

●補助対象事業の要件（通常枠）

- ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること
- ②申請前の直近 6 ヶ月間のうち、任意の 3 ヶ月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年 1 月～3 月）の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少していること
- ③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。補助金額が 3,000 万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関と策定していること。
- ④補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。

●公募期間

令和 3 年 3 月 26 日（金）～令和 3 年 4 月 30 日（金）18：00 まで

●問い合わせ先

事業再構築補助金事務局コールセンター

〈ナビダイヤル〉0570-012-088 〈IP 電話用〉03-4216-4080

受付時間：9：00～18：00（土日祝日を除く）

●参考資料

- ・事業再構築補助金ホームページ

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

- 公募要領

<https://jigyousaikouchiku.jp/pdf/koubo001.pdf>

- 事業再構築指針の手引き

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin_tebiki.pdf